

新型コロナウイルス検査で陽性となった方へ

会計について

○陽性の場合、本日は会計ができません。療養期間が明けて症状が落ち着いたら、保険証を持参の上、来院をお願いします。

療養期間について

○陽性者の就業制限、外出自粛要請はなくなりましたが、他の方への感染を防ぐため、感染対策や療養のご協力をお願いします。

【療養期間の目安】

0日	1日目～5日目	6日目～10日目
症状が現れた日 または 陽性になった日	症状が現れた日から5日間 かつ、症状軽快後24時間経過するまで外出を控える。	10日経過するまでは、マスクを着用したり、重症化リスクのある方と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する。

陽性判明後、体調不良時の受診について

以下の場合、**受診前に必ず病院に電話**をしてから受診してください。

- ① 陽性判明後、5日間以内に受診する場合
- ② 5日間経過後も熱が下がらない等、体調不良が続く場合



マスクや手洗い、換気など一般的な感染対策を行いましょう